

# 共済会の福利貸付制度の概要

必ずお読みください。

(平成 25 年 2 月現在)

## 1. 資金の用途

被共済者又はその家族及び扶養家族の生活、教育等、福利厚生に必要な資金。

## 2. 申込者の資格

- ① 共済会の被共済者期間が1年以上の職員であること。
- ② 共済会に対し、掛金払込みおよび債務で期限延滞がない者であること。

## 3. 貸付金額

被共済者1人あたり500万円を限度とする。(最低10万円から万円単位)

## 4. 貸付限度額

- ① 被共済者毎に設定される「**信用限度額**」の範囲内。(信用限度額は事務局までお問い合わせください。)
- ② 所属団体が保証するときは500万円の範囲内。

## 5. 貸付期間

貸付金額	最長貸付期間
① 10万円以上 200万円未満	10年(120ヵ月)
② 200万円以上 400万円未満	15年(180ヵ月)
③ 400万円以上	20年(240ヵ月)
※ 所属団体を退職した際は、 <b>全額償還</b> となります。	

## 6. 償還方法

下記の方法から1つを選択
① 月賦償還
② 半年賦償還
③ 月賦半年賦の併用償還
※ 償還日は所属団体毎に固定

## 提出書類

- ① 福利借入申込書 (3枚複写セット、平成24年10月版)
- ② 印鑑登録証明書
- ③ その他共済会が必要とする書類

## — お 願 い —

この「福利借入申込書」は、借入申込にあたって提出していただく、重要な書類です。必ず「金銭消費貸借契約証書」の裏面の**借入特約条項**をご確認のうえ、次の点にご留意ください。

- ① 申込者欄および申込内容欄は申込をされる方が必ず自署、押印してください。
- ② 借入申込は、所属団体長の承認を受けたうえで提出してください。

お問い合わせは、共済会事務局まで、ご連絡ください。(TEL098-831-5317)